

ヒゲの隊長だからこそわかる P K O 活動中の自衛隊のジレンマ などなど

NGOを守れない・・・

自衛隊の宿営地の近くには NGO の方とか日本のマスコミの方がいました。何かあったときは、同じ日本人として我々が彼ら一般の武器を持たない民間方を守ってほしいと要請がありました。しかし、これは正当防衛の範囲を超えるので、我々は駆け付けて行って守ることはできないのです。非常に大きなジレンマがありました。

部下を守れない・・・

自分の部下の隊員が 15 人位の単位で学校を直しに行ったり、道路を直したり、病院・診療所の支援に行ったりもするのですが、そういう離れた場所で活動している隊員が襲われた場合、本隊が武器を持って駆け付けて助けることができない。これも相当なジレンマがありました。

技術支援できない・・・

今も南スーダンに PKO で自衛隊が派遣されています。例えば、南スーダン軍が、道路工事をやるために工兵部隊を立ち上げるので、自衛隊に建設機材の使い方を教えて欲しいということがあったとします。しかし、今の法律のままですと、国軍支援はできない。いくら工兵部隊に建設機材の使い方を教えたり、医療部隊に医療技術を教えようと思っても、国軍支援になってしまったらできないのです。

助けに行けない・・・

東ティモールのディリの市内で暴動が起きて、日本人の日本食レストラン経営者から「助けてくれ」と自衛隊に要請がきました。しかし、助けに行けないのです。武器使用の権限がないからです。

どうしたかという、「あれ？ たまたま隊員が休暇で外出している」と。「あいつを迎えに行こう」ということで迎えに行ったのです。そこで、「あれ？ 車に座席の余裕があるね。じゃあ余席があったからついでに乗せていこう」と。こういう理屈です。変でしょう？

宿営地を守れない・・・

宿営地を迫撃砲やロケット砲で撃たれたとします。大体 2~3 キロ先から撃ってきます。当然、撃たれたら現場に急行して対応しますよね。攻撃の脅威を排除しないといけない。しかし、排除するときに武器使用を前提として行くことができないのです。離れていますから。任務遂行のための武器使用ができないというのはそういうことです。

しかも、相手も分かっているので撃ったら逃げるのです。そして、しばらくしたらまた撃つ。いたちごっこです。まさに正当防衛、緊急避難しかできない縛りがあるって、宿営地も守れないというジレンマがありました。

場所がない・・・

私が派遣されたイラクの場合は特別措置法でした。イラク戦争が終わってから約 1 年後の派遣ですから、自分たちの得意とする分野、後方支援をここでやりたいと思っても、もう他国の部隊が先に来ているのです。早くから調整すると、自分達に都合がいいところで、更に撤収もしやすい空港や港に近いところを先行的に調整ができます。

一緒に警護できない・・・

大体、同じキャンプの中に他国の部隊がいくつかいるのですが、今は共同で警備ができないのです。武器使用が限定されているからです。我々が行ったゴラン高原では、周りはカナダの兵站部隊でした。カナダの兵站部隊と自衛隊で、どちらの方が武器使用のレベルが上かと言うと、誰が見ても我々です。しかし、共同で警備ができません。もしカナダの兵站部隊がやられてしまったら、我々もやられてしまうのに。

資材が届かない・・・

資材の運搬でも困りました。日本からクウェートを経由して、陸上輸送でイラクのサマワまで約 280 キロを輸送するのですが、通常こういう輸送の場合は民間の輸送車を使います。ただ、治安が安定していないから、自分たちの部隊の荷物は自分たちで警護しないと国境通過を認めないと言われてたのです。しかし、我々には警護任務がない。警護の任務がないので任務遂行の武器使用ができず、実際に守れません。そうなるといつまでたっても荷物が届かなくなるし、宿営地もできない。ましてや人道支援もできません。非常に困ってしまいました。

それで、どうしたかと言うと、途中で道に迷ったら大変ですよ。道に迷ったらいけないから、我々が道先案内をしますということにしたのです。完全武装の装甲車で、前と真ん中と後ろに道先案内人をつけて、見た目は完璧な警護です。撃たれたら正当防衛で撃ち返せます。でも、現場にこのように無理をさせたり、あるいは悩ませたりしてはいけないはずですよ。

ジレンマではないですが、平和安全法制の議論の中で、他の国の軍隊が襲われていて、それを自衛隊が助けに行くと巻き込まれると危ないと言う人がいますね。これは駆け付け警護の一つの例ですが、現実の世界としては、あまり想定しづらいです。軍隊が軍隊を守ることは普通想定しません。軍隊は自分で自分の身を守ります。軍隊が軍隊に駆け付けるというのは余程のことなのです。